

基本計画（素案）の期間（予定）

スケジュール	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本計画	策定						
準備委員会		学校運営、通学路、式典					
新校に関すること		基本構想、設計、工事					新校開校

○基本計画（素案）の説明会を実施します

お住いの地域に関わらず、どなたでも参加いただけます。事前の申し込みは不要です。

日 時	場 所
①10月29日(火) 19時～	ふれあい交流センター
②11月7日(木) 19時～	北部交流センター
③11月9日(土) 14時～	役場町民ホール

○基本計画（素案）に対する意見（パブリックコメント）を募集します

募集時期：11月1日(金)～12月2日(月)

対 象：①町内に在住・在勤・在学の方
②町内に事務所または事業所をお持ちの方

提 出 先：教育委員会事務局

提出方法：①郵送または持参 ②電子メール（町ホームページより）
「嵐山町立学校適正規模等基本計画に対する意見」として、住所、氏名、ご意見をご記入のうえ提出してください。

※匿名は意見として扱えません。また、意見への個別回答はいたしません。ご了承ください。

閲覧場所：町ホームページ・教育委員会事務局、ふれあい交流センター

問合せ 教育委員会事務局 ☎62-0823

「嵐山町立学校適正規模等基本計画（素案）」を作成しました

「子供たちのより良い教育環境の整備・充実のため」

○嵐山町の教育の目指す姿

学校は、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら、「確かな学力」「豊かな心」「体力」等を身につけ、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことを目指す教育の場です。また、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階としての場でもあります。

児童生徒数は、昭和56年（1981年）に2831人のピークを迎えましたが、全国的な少子化の影響に伴い、その後は年々減少しています。令和元年5月1日現在、1111人で、菅谷小学校以外は小規模校（小学校11学級以下、中学校8学級以下）です。

また、昭和40年代後半から50年代にかけて建設された校舎等は建築後35年以上経過し、経年劣化や老朽化により、安全性、機能性の確保が深刻な状況となっており、今後一斉に更新時期を迎えることになります。

教育委員会では、嵐山町で暮らす子供たちが学校での教育活動を通して、社会性を身につけ、郷土愛を育て「生きる力」を育んでいけるよう、望ま

○計画の策定に向けて

教育委員会では、この基本計画の素案についての説明会を実施し、また、皆さんからのご意見も募集します。その後、「嵐山町立学校適正規模等基本計画」を年度内での策定予定として考えています。

嵐山町の子供たちが、より良い教育環境の中で学ぶことができるよう、学校の適正規模を確保し、計画的な学校施設の整備を図ることが必要不可欠であり、大きな課題でもあります。将来を見据え、必要な整備に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、「嵐山町立学校適正規模等基本計画（素案）」は町ホームページに掲載しているほか、教育委員会事務局窓口、ふれあい交流センターで閲覧ができます。

嵐山町立学校適正規模等基本計画（素案）の概要

【小中学校の現状】

- 児童生徒数の減少
- 学校の小規模化
- 学校施設の老朽化

【学校適正規模等の検討】

- 学校規模によるメリット、デメリット
- 適正規模、適正配置の必要性
- 学校施設の整備

【嵐山町の子供たちの将来のために】

- 全町的な学校再編
 - ・小・中学校ともに、全学年でクラス替えのできる12～18学級の規模
 - ・中学校は、全教科に十分な教員を配置できる規模
- 小中一貫教育の推進による教育環境の充実
 - ・小中連携をさらに進め、小中学校が一体となった組織体制の下、学習環境の充実、ICT教育環境の整備、学校施設の機能向上等、目指すべき教育環境に適した教育環境、学校体制を構築します。
- 小中一貫校として新校設置
 - ・菅谷小中学校用地に、一体的な施設整備を行います。
- 安心安全な通学の確保
 - ・安全確保を優先し、通学距離、幹線道路等地理的条件や地域コミュニティとの整合等を図る通学方法として、スクールバス等を導入します。
- 地域との連携による教育力の強化
 - ・学校・家庭・地域が一体となって、「ふるさと」嵐山を支える人材の育成に努めます。

【児童生徒数の推移と推計】

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	中2	中3	小合計	中合計	合計	合計2015年対比
2015 人数	121	117	133	144	148	131	148	154	158	794	460	1254	
H27 学級数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	12	36	
2019 人数	105	113	117	126	125	113	126	140	146	699	412	1111	▲143人 -11%
R1 学級数	3	4	3	4	4	3	4	4	4	21	12	33	
2020 人数	109	105	113	117	126	125	113	126	140	695	379	1074	▲180人 -14%
R2 学級数	4	3	3	3	4	4	3	4	4	21	11	32	
2025 人数	92	100	77	96	123	109	105	113	117	597	335	932	▲322人 -26%
R7 学級数	3	3	2	3	4	3	3	3	3	18	9	27	

令和2年度保育所利用申込みのご案内

保育所は、保護者の就労・病気などの理由で、家庭で子どもが見られない場合、その子どもを保育する児童福祉施設です。「下の子に手がかかる」「近所に遊ぶ子がいない」「集団生活にならしたい」等の理由では入園できません。

利用を希望する場合は、保護者の就労等を理由としたお子さんへの保育の必要性の認定を受けたうえで、各施設の利用申し込みをしていただきます。（認定申請と利用申請を同時に行います）

町内保育所

保育園名	所在地	電話番号
東昌保育園	菅谷11-3	62-3411
東昌第二保育園	千手堂383-1	62-7429
嵐山若草保育園	太郎丸381	62-7111
嵐山しらこばと保育園	古里1848	62-0564

●令和2年度保育所の手引き・申請書の配布

10月11日(金)より子育て支援課窓口で配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

●申込受付

期間：10月11日(金)～11月29日(金)

場所：子育て支援課窓口

●注意事項

申込書類一式に必要事項を記入し、期限内に提出してください。

※町外の保育所を希望される方は、11月1日(金)までにお申し込みください。（市町村により期限が早まる場合があります）

※入所の決定は、申し込み順ではなく、保育の必要性の高い順に調整し、決定します。

※認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。

問合せ 子育て支援課 ☎62-0825